

○所沢市ふるさとの川再生事業市民団体補助金交付要綱

平成23年4月1日要綱

改正

平成29年3月29日要綱

令和元年11月28日要綱

令和4年8月31日要綱

所沢市ふるさとの川再生事業市民団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市ふるさとの川再生事業として指定された区域で、当該事業を推進する活動（以下「活動」という。）を行う市民団体（以下「団体」という。）に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象活動)

第2条 補助金の交付の対象となる活動は、所沢市ふるさとの川再生事業実施要綱（平成23年4月1日施行）第9条第2項第2号アからウまでに規定する維持管理に係る活動とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) おおむね10人以上の市民で構成されていること。
- (3) 活動を10年以上継続して行う意思があること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条に規定する活動に必要な経費とし、補助金の額は、1団体につき10万円を限度として、予算の範囲内で市長の定める額とする。

(他の補助制度との関係)

第5条 この要綱による補助は、活動について他の制度の補助金を受ける場合は、適用しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成29年3月29日要綱)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月28日要綱)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月31日要綱)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。